

大阪市告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、指定地域密着型サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和7年1月29日

大阪市長 横山英幸
(福祉局高齢者施策部介護保険課)